

「秩父県土整備事務所管内 地区通学路安全検討委員会」設置要綱

(名称)

第1条 本委員会の名称は、「秩父地区通学路安全検討委員会」（以下「地区委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 園児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の視点から通学路における交通安全施設等の点検（以下「通学路安全点検」という。）を行い、点検結果に基づき通学路の整備計画を立案し、計画的な通学路整備を実施することにより、通学時の児童等の交通安全を確保する。

(構成)

第3条 地区委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。
2 地区委員会の委員長は、秩父県土整備事務所道路環境部長とする。
3 委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第4条 地区委員会は、委員長が招集し、議長を務めるものとする。

(所掌事項)

第5条 地区委員会は、地区内の学校等から提出される通学路安全点検調査票に基づき、必要に応じて現地調査を実施し、地区整備計画（案）を策定する。

(通学路安全検討委員会への報告)

第6条 地区整備計画（案）策定後、地区委員会は、すみやかに通学路安全検討委員会へ地区整備計画（案）を報告するものとする。

(事務局)

第7条 地区委員会の事務局は、秩父県土整備事務所道路環境担当に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は平成19年9月27日から施行する。

この要綱は平成21年5月26日から施行する。

この要綱は平成27年7月27日から施行する。

別表1（第3条関係）

秩父県土整備事務所管内 地区通学路安全検討委員会 委員

		職名
委員長	秩父県土整備事務所	道路環境部長
委員	秩父県土整備事務所	道路施設担当課長 管理担当課長
	秩父県土整備事務所管内	
	秩父市	地域整備部 道路維持課長 市民部 市民生活課長 福祉部 こども課長 教育委員会 教育研究所 所長
	秩父県土整備事務所管内	
	横瀬町	建設課長 教育委員会 次長 総務課長 子育て支援課長
	秩父県土整備事務所管内	
	皆野町	総務課長 建設課長 教育委員会 次長
	秩父県土整備事務所管内	
	長瀬町	総務課長 健康福祉課長 建設課長 教育委員会 次長
	秩父県土整備事務所管内	
	小鹿野町	建設課長 学校教育課長 住民生活課長
	秩父県土整備事務所管内	
	秩父警察署	交通規制係長
	秩父県土整備事務所管内	
	小鹿野警察署	交通主任
	秩父県土整備事務所管内	
	東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	
	秩父地域グリッドサービスグループ	道路調整担当
	秩父県土整備事務所管内	
	(株)NTT東日本一関信越 埼玉支店	涉外担当(三ヶ尻)
事務局	秩父県土整備事務所	道路環境担当